

尾道市立地適正化計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

【募集期間】 令和7年11月25日（火）～令和7年12月24日（水）  
 【募集結果】 応募者数 5人（内、中高生年代0人）、意見の件数 14件  
 【提出方法】 FAX0人、電子メール3人、郵送0人、持参2人  
 ◎いただいたご意見（概要）と市の考え方

No	区分	意見概要	市の考え方
1	計画全体	人口8万人くらいの町でも、助け合うマインドがあれば、人は幸せを味わうことができる。	これまでと変わらず地域で暮らし続けるためには、住民の皆さまの協力・助け合いがより一層重要となりますので、本計画の基本理念を共有し、人口減少・少子高齢化に対応するまちづくりに、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでまいりたいと考えます。
2	計画全体	（計画の目標年度について） 計画の目標年度を20年後の2045年ではなく、2060年～2070年の厳しい現実（将来人口推計）を前提にすべきである。	計画の目標年度は、国が示している20年後の都市の姿である2045年度としておりますが、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、定期的（概ね5年ごと）に計画の進捗を評価・分析・検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。 なお、本計画の策定にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計を基に、2060年までの人口減少を見通しながら、まちづくりの課題等を検討・整理しております。
3	本市の現状	（公共交通（バス停）の徒歩圏人口カバー率について） カバー率87.1%（計画案20ページ）は、便数や予約の利便性に関する検証が無く、実態を反映していない。路線ごとのカバー人口と乗客数の比較が必要。	公共交通（バス停）の徒歩圏人口カバー率については、現状分析として、公共交通の配置状況を概括的に示すための指標として整理しております。 地域公共交通に関する詳細な分析、問題点、課題、施策等については、「尾道市地域公共交通計画」において整理しており、当該計画を踏まえながら本計画における課題、まちづくりの基本方針、施策等の整理を行っております。
4	本市の現状	（商業施設の徒歩圏人口カバー率について） カバー率51.3%（計画案21・23ページ）は、全国平均との比較では意味が薄く、地域別・高齢者人口を踏まえた実態把握が必要。 カバー率が維持されても人口減少が進むと商業施設の維持は困難であり、特に瀬戸田町や御調町では、中型食品スーパーの立地は難しい。	商業施設の徒歩圏人口カバー率については、現状分析の一つとして、本計画における課題、まちづくりの基本方針、施策等を検討するための指標として整理しております。 人口減少下において、地域に生活サービス機能を維持することは重要であり、市民意向調査においてもスーパー等の立地ニーズが高いことを踏まえ、「商業施設（1,000㎡以上）」を誘導する施設（誘導施設）として位置づけています。 本計画に基づき、誘導施設の維持・誘導を図ってまいります。
5	基本方針・誘導区域・誘導施策	都市計画において、エリアごとの“色分け（ゾーニング）”を大胆に行っていくことも良いと思う。	従来の都市計画（用途地域等）に加えて、立地適正化計画では、居住と都市機能を誘導していく区域（誘導区域）、誘導施設及び誘導していくための施策（誘導施策）等を位置づけます。 本計画に基づき、進展する人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちの実現に向けて取り組んでまいります。
6	誘導区域・誘導施設	久保、長江地区等周辺は、景観保護として高層建築や目立つ看板等が禁止されているにも関わらず、立地適正化計画で、集合住宅や大型商業施設を誘導することになっており、市の方向性に矛盾があるのではないかと。	久保、長江地区等の市街地においては、建物や屋外広告物等に対する景観規制を行い、景観形成を先導する重点地区として良好なまちなみ景観の保全・形成に取り組んでおります。 同地区については、今後もこうしたまちづくりの継続を前提としながら、既存の都市基盤を活かした「広域交流拠点」として、市民全体の多様な都市生活や都市活動を支える中心拠点の役割とともに、観光客等の市外から訪れる人の交流の場となるよう、適切な都市機能の集積や居住の誘導と景観保全の両立を図ってまいります。
7	誘導施設・誘導施策	（一か所完結型商業施設の開発） 小商圈でも維持可能な一か所完結型商業施設（例 生鮮食品を強化したドラッグストア）が食品スーパーの代替えとして最も有望。（行政においてそのために必要な支援（事業者との連携・補助・規制緩和等）を積極的に行うべき）	「第6章 誘導施設」で定める「商業施設（1,000㎡以上）」は、市民の日常生活を支える商業施設として幅広く維持・誘導するため、ご意見の「生鮮食品を強化したドラッグストア」も「商業施設」に含まれます。 「第7章 誘導施策（都市機能誘導に関する施策）」に基づき、都市機能誘導区域内への誘導施設の維持・誘導を図り、地域の生活の利便性の確保に努めてまいります。
8	誘導施策	誘導区域から外れた事業者は、誘導区域内が活性化されることで、自区域の将来の活性化の可能性を奪われることになるため、移転費用等を支援してほしい。	立地適正化計画は、誘導区域外を含めた持続可能なまちの実現を図る計画となります。 現時点で、ご意見の「（誘導区域内への）移転費用等の支援」については予定しておりませんが、「第7章 誘導施策（都市機能誘導に関する施策）」に基づき、立地や経営に対する相談支援等に努めてまいります。
9	誘導施策	（誘導施設の複合化） 市役所支所や公民館、図書館、医療・福祉施設、学校、商業施設など、各施設を複合化した地域拠点を整備すべき。（行政において、そのために必要な支援（事業者との連携・補助・規制緩和等）を積極的に行う）	「第7章 誘導施策（都市機能誘導に関する施策）」に基づき、都市機能の強化と地域の賑わい創出に向けて、公共施設の再編・整備や複合施設の整備について、尾道市公共施設等総合管理計画を踏まえながら、各拠点の特性に応じた施設のあり方を検討してまいります。

No	区分	意見概要	市の考え方
10	誘導施策	(店舗の省人化推進) 食品スーパーの省人化等やセルフレジの導入等による店舗の省人化を進めるべき。(行政において、そのために必要な支援(事業者との連携・補助・規制緩和等)を積極的に行う)	「第7章 誘導施策(都市機能誘導に関する施策)」に基づき、国や県等の関係機関と連携しながら、地場産業の育成や既存産業の成長支援に努めてまいります。
11	誘導施策	(交通・配送手段の整備) 小型コミュニティバスによる中心商業施設への巡回や自動運転バスの実証実験、ドローン配送、自動配送ロボットによる配送の実証実験の実施。(行政においてそのために必要な支援(事業者との連携・補助・規制緩和等)を積極的に行う)	尾道市地域公共交通計画と連携した地域の拠点への移動手段の確保に取り組むとともに、ご意見の新しい技術の導入について、国の動向や他自治体の事例等も注視しながら、支援のあり方について調査してまいります。
12	計画の進行管理	住み続けられる(持続可能な)まちであるために「必要な要因・解決すべき問題・行動計画・実行・検証・修正・実行」のPDCAを着実に実行すべき。よくある計画では大きな変化は生み出せない。	「第9章 評価指標の設定及び計画の進行管理」に基づき、設定した目標値に対して定期的(概ね5年ごと)に評価・分析・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行ってまいります。
13	その他	本計画は、今後の尾道市のまちのかたちをつくる重要な計画であるが、内容について住民に十分浸透していない印象がある。まずは、現在策定を進めている次期総合計画を策定した後に、将来の人口分布等を示した本計画案を提示し、学校再編計画などと合わせて町ごとに説明会を開催するなど、市民の声を反映させるようスケジュールの変更をお願いしたい。	令和5年度に本計画の作成に着手し、令和7年度での計画の作成完了に向けて、これまで外部有識者会議での審議等を経ながら作成に取り組んでまいりました。また、令和7年7月及び8月に市内5会場で地域説明会を開催し、市民の皆さまに計画内容についてご説明し、ご意見を踏まえた計画作成に努めてまいりました。令和8年度策定予定の次期総合計画においても、立地適正化計画のまちづくりの考え方を踏まえながら、計画策定を進めてまいります。
14	その他	高須地区の公民館で子供向けの習字教室の開催をしてほしい。	本計画において、東尾道駅周辺地域を「中心拠点(都市活力向上拠点)」に位置づけ、本市をけん引する地域として、生活サービス機能の更なる充実や賑わい空間の創出等に向けて、都市機能の集積や居住の誘導を図ることとしております。ご意見の内容について関係課と共有し、中心拠点としてふさわしい市民活動の活性化を図ってまいります。